

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

平成六年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十七号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

目 次

◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）

公布された規則のあらまし

◇鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

- 一 鳥取県心身障害者対策協議会の名称変更等、鳥取県環境審議会の新設及び鳥取県公害対策審議会の廃止に伴う所要の規定の整備を行うこととした。
- 二 この規則は、公布の日（鳥取県環境審議会及び鳥取県公害対策審議会に関する部分については、平成六年八月一日）から施行することとした。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条の表鳥取県心身障害者対策協議会の項を次のように改める。

鳥取県障害者施策推進協議会	障害者基本法（昭和四十五年法律八十四号）第三十条第二項の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関する事務	障害福祉課
---------------	--	-------

第十八条の表鳥取県公害対策審議会の項を次のように改める。

鳥取県環境審議会	環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条第一項の規定による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等に関する事務	環境政策課
----------	--	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十八条の表鳥取県公害対策審議会の項の改正規定は、平成六年八月一日から施行する。